

1-1 外交：同意確保の政治過程

【政治の三類型】

政治＝関係者の「同意」に基づく**社会的価値の配分**＝特定の価値配分（価値配分の現状の維持あるいは変更）に対する関係者の同意確保

（価値配分には「特定の価値の配分」と「その手続きの決定」を含む。）

〈関係者の“同意”に基づく価値配分〉

国内では、憲法・法律を制定して選挙に関する事項や国民の代表たる議員の選出方法を定める（→有権者の“同意”）。内閣総理大臣の指名方法（国会による議決）を定める（→議員の“同意”）。

〈戦争と価値配分〉

戦争を通じて国家間の価値を配分する。交戦自体が価値配分でもある（撤退、停戦、免責なども利害になる）。EX) ベルサイユ条約、サンフランシスコ講和条約、下関条約

〈価値配分アプローチ〉

価値配分について利害の一致しない(選好を異にする)関係者間の利害調整

〈政治（関係者の同意を確保する方法）の三類型〉

- ◇ **強制**：武力・実力などの威嚇を背景に同意を確保
- ◇ **誘導**：利益供与などの約束の見返りに同意を確保する誘導
- ◇ **説得**：共通の理念・規範に訴えて同意を確保する説得

※規範＝適切な行動について、社会の構成員間で共有される期待

〈国際政治における強制、誘導、説得（同意を引き出す手段） EX イラク戦争〉

原状回復への同意が求められている。

◇ 強制

安保理決議 678：撤退期限（'91.1.15）設定のうえ、国連加盟国 による武力行使を容認（『必要なあらゆる手段（all necessary means）』として軍事力行使を暗喩）

→安保理は決議 678 を通し、武力による威嚇を背景に特定の価値配分（クウェートからの撤退）を要求。

また、経済制裁（特定国との国際的な通商その他の経済的な関係を制限したうえで、その緩和と引き換えに、同国に何らかの要求の受諾を迫る政策）も行う。

◇ 誘導

アメリカは安保理で決議 678 を通すため、数国の非常任理事国に経済援助を約束して決議への同意を確保した。

→援助という利益供与の約束の見返りに同意を促した。

◇ 説得

集団安全保障体制が順調に作動することが国際社会にとっての共通の価値に当たると訴え、決議案に対する安保理構成国の同意を説いた。

権力 =相手に《本来ならば実行したくないことを実行させる》、あるいは《本来ならば実行したいことを自制させる》使役的な能力 ⇒ 《相手の意思決定をコントロールする能力》

政治（同意確保）の類型	強制	誘導	説得
カーの権力類型	軍事力	経済力	宣伝力
モーゲンソーの権力類型	軍事帝国主義	経済帝国主義	文化帝国主義

権力の三類型

政治（モーゲンソー）＝ 現状維持勢力と現状変更勢力との間の権力闘争

【対外行動の分析レベル】

〈戦争の不合理〉

戦争は、戦争に訴えず交渉を通じて実現した同一の価値配分と比較すれば、戦争に要した人的犠牲や財政的費用を関係国が甘受・負担する必要があり、敗者・勝者ともに好ましいものではない。この意味において戦争による価値配分は関係国にとって「**共通の不利益**」。

＝関係両国にとって、《交渉による価値配分》が、《戦争による価値配分》（戦争の期待利得）よりも好ましい。

価値配分をめぐる利害の不一致と価値配分方法をめぐる利害の一致

→ではなぜ戦争は起こるのか？

〈戦争原因論の3類型（人/国家/国家間関係）から対外政策の分析レベルへ〉

※戦争原因論：欠陥の所在特定

※国際システムの欠陥→世界政府の不在

戦争イメージ	診断（戦争原因）	処方箋 （平和・安全保障構想）
第一イメージ	人間の欠陥	啓蒙
第二イメージ	国家体制の欠陥	体制変革
第三イメージ	国際システムの欠陥	自助努力

三つの戦争イメージ（K. Waltz『人間、国家、戦争』）

国際システム／ 交易・戦争等の相互作用を行う諸国家を部分として成り立つ全体
 ↑ 共通の政府がないので、同意しても実行させられない。

【外交を通じた意図の伝達と同意の確保】

外交：意図（intentions）の伝達による関係国の同意の確保（利害調整）

→シグナル（≡当該国（シグナルの送信側）の行動計画について関係国（受信側）が持つ認識に影響を与え、その行動選択を方向づけるべく当該国が採る活動）の送受信

〈シグナルの送受信〉

法律の制定、条約の締結、政府首脳の単独あるいは共同の声明、特定軍備の保有・配備。

〈外交分析の課題〉

シグナルには当事国のどのような意図が込められ、それは関係国によってどのように認識され、そしてその相互作用はどのような事態に帰結するのか。

外交の成否を分けるのは威嚇（threats）と約束（promises）の説得力

→特定の威嚇や約束が確実に実行されるといふ相手国の認識こそが、当該国の国益に資する行動を選択させることになる。



威嚇・約束といった〈手段〉の観点から分類すると外交は**威嚇を手段とする〈強制外交〉**と**約束を手段とする安全供与外交**がある。強制を〈目的〉の観点から細分化すると、当該国にとって好ましくない行動を相手に自制させることを目的とする**抑止**と当該国にとって好ましい行動を相手に実行させることを目的とする**強要**がある。

〈安全供与の二類型〉

《**消極的安心供与**》利害対立国への**不作為（やらないこと）**（たとえば攻撃の自制）の約束
《**積極的安心供与**》利害共有国への**作為（やること）**（たとえば共同防衛の実行）の約束

事前の同意確保と事後の価値配分

価値配分にかかわる行動について言明された意図（コミットメント）の説得力が、同意確保の成否を左右する。

1-2 国内政治と対外政策

交渉の前提 ～意図の読み合い～

特定争点をめぐる価値配分の現状を維持・変更するために関係者の同意を確保する過程において、

- ◇ 関係者とは
- ◇ 関係者間の争点とは
- ◇ 争点に関する**現状**（status quo）とは
が明らかである必要がある。

〈EX 1962年のキューバ・ミサイル危機〉

フルシチョフはソ連によるキューバからのミサイルの撤去と引き換えに、アメリカによるトルコからのミサイルの撤去を要求←この意図を巡り米が混乱

両国の共通認識／「攻勢」を仕掛けているのは相手国の側

決闘（showdown）←「武力攻撃命令」か「変更された現状の追認」かの選択を強いられた。

〈政策決定のパラダイム〉 by グレアム・T. アリソン

- ◇ **合理的行為者モデル**：政府の行動を**選択**と捉える。国家や政権は一枚岩の意思決定主体として、最大の利益をもたらす選択肢を選択すると仮定。
- ◇ **組織過程モデル**：政府の行動を組織内の所与の**標準作業手順**に基づく機械的な過程の**産物**と捉える。
- ◇ **政府内政治モデル**：政府の行動をその形成に関与する関係閣僚が行う駆け引きの**結果**

と捉える。官僚組織は省益に邁進。

☆

【国内体制と国際紛争】

アリソンの組織過程モデルと官僚政治モデル：《一国の対外政策を当該国家の国内要因によって説明する》モデル

民主国家間の平和論：《二国間の相互作用の結果を関係二国の国内要因の組み合わせによって説明する》モデル（DP論）

〈冷戦終結後の将来展望〉

悲観論：二極安定論（ソ連と米の二極構造が大国間の戦争のリスク軽減）により、二極対立が終わると各国の意図が読めない（泣）

楽観論：DP論により、民主主義国家同士の関係の平和になる、西側のデモクラシーが世界へ

↑冷戦＝二つの対立の複合〈米 VS 蘇〉〈体制選択をめぐる競争〉

〈DP論の命題（静態的な二国関係論）〉

仮説1 民主国家は互いに戦争をしない

仮説2 民主国家の間では深刻な紛争すら生じにくい

〈DP論の「国内体制（国内レジーム）」と「戦争」その定義と観察〉

Polity と COW（correlates of war）の計量データ

政治体制については、（血統による）君主政体から安定した民主政体まで 平和については消極的定義（平和≡戦争（一年で一千人が死ぬ大規模な武力紛争）の不在）を採用している。

→「民主国家の組み合わせ」は、「戦争が発生しなかった組み合わせ」である傾向がある

〈因果説明〉

規範論：民主国家の内部において関係者が共有する**国内規範**（利害対立は交渉で解決）が、民主主義の組み合わせにおいては関係者が共有する**国際規範**になる。

制度論（権力分立論 separation of power）：民主主義の指導者は開戦にあたって制度化された制約条件に拘束されるから、戦争をしにくい。

【国内体制と国際交渉】

〈T・シェリング（Thomas Schelling）の《行動の自由の逆説》〉

交渉の場において、譲歩をして相手の要求を受け入れることができないほど、つま

り、交渉者の手が縛られていて行動選択の裁量の余地が小さいほど、交渉者の交渉力は大きくなる。(背水の陣ほど決然として対応、譲歩をしないという意図の言明など)

〈R. パットナム (R. Putnam) の「二層ゲーム (two-level games)」論〉

国際交渉の目的は、国家間の合意に基づいて価値配分の現状を変更すること。

交渉のテーブルでは、国内において受け入れ可能な譲歩の幅が狭いことは交渉の相手から譲歩を引き出すうえで有利に働くとの推論を展開。

1-3 国家間の戦略的相互依存

〈戦略的相互依存 (strategic interdependence)〉

結果の実現において意思決定主体が相互に依存しあう状況 (互いの行動選択の組み合わせで状況が決まる)。関係諸主体の行動選択の組み合わせ次第で、結果として実現する事態が異なる。

〈共通の政府と共通の利益〉

相反する政治ベクトル

軍備競争 (arms race) ⇔ 軍備縮小 (disarmament) & 軍備管理 (arms control)

軍備縮小 = 軍備の量的削減 (対称と非対称)

軍備管理 = 武力使用の誘因の縮減を目的としてとられる措置

〈思考実験 __ 第3の分析レベル〉

☆ 『非協力ゲーム理論』を国家間関係に応用

各国は結果の実現において「戦略的に互いに依存し合う (戦略的相互依存状況)」という意味で**ゲーム状況**に置かれる。**主権国家の上位に世界政府 (拘束力あるコミットメント、政府の機能=法の成立/施行/解釈・適用) が存在しないので、国家間の合意は必ずしも履行されるとは限らない意味で、各国はアナーキー状態に置かれる。**ゲーム理論では戦略環境をゲームとしてとらえて、**均衡**を求める形でゲームを解く。

ゲーム: A国とB国はそれぞれ二つの戦略「軍拡」「軍縮」を持つ。
AとBの2国の戦略選択の組み合わせによって4つのアウトカムが生じる。AとBとが共に軍縮を選択することによって生じる。

		B国	
		軍縮	軍拡
A国	軍縮	3, 3	1, 4
	軍拡	4, 1	2, 2

☆ 戦略の組み合わせの結果として発生する事態

「相互軍縮」、「一方的軍縮」、「一方的軍拡」、「相互軍拡」

囚人のディレンマ

☆ 結果として発生する事態について個々のプレイヤーが持つ**選好順序**: 利得の大小関係

「一方的軍拡」 > 「相互軍縮」 > 「相互軍拡」 > 「一方的軍縮」

- ◇ 意思決定主体の**合理性**：戦略選択の結果として起こりうる事態について整合的な選好を持つ（合理的選択）
- ◇ **不完全情報**：互いに関係主体の行動選択についての情報をもたない
- ◇ **共有知識**：ゲームの構造（プレイヤー・戦略・利得）は意思決定主体間の共有知識である
- ◇ **最適応答戦略**：予想される相手の戦略を所与としたときに、自己の利得を最大化する戦略 合理的なプレイヤーの行動選択を、最適応答戦略の組み合わせを特定する形で予想する

- ◇ **ナッシュ均衡**：いずれのプレイヤーも一方的に戦略を変更することによって利得を改善できない戦略の組み合わせ。→（軍拡、軍拡） **共通の利益は実現しない**。

$UA(\text{軍縮、軍縮}) > UA(\text{軍拡、軍拡}) \quad UB(\text{軍縮、軍縮}) > UB(\text{軍拡、軍拡})$

（AもBも、（軍拡、軍拡）よりも利益のある組み合わせがある。（軍縮、軍縮）は一方的に軍拡に変更したら利益になるのでナッシュ均衡ではない。相手の認識を操作することで一方的に利益が生まれる状況）

- ◇ 囚人のディレンマにおいて、約束型の「意図の言明」には**説得力・信頼性が生まれない**。（相手の認識を操作することで一方的に利益が生まれる状況）

- ◇ 一国の軍備は敵対国の安全を脅かすが、同盟国の安全にも寄与する。
 - 安全保障上の**対抗関係**にある国家：軍備競争を回避できるか
 - 安全保障上の**同盟関係**にある国家：**負担分担**（同盟内の防衛費用分担）はできるか

※囚人のディレンマ：各プレイヤーが常に利得の大きい選択肢（絶対優位の戦略）を選ぶ場合、協力した場合よりも悪い結果を招いてしまうゲーム。ゲ

【短期的利益と長期的不利益】

国家間の合意を執行する共通の政府が存在しない中で、国益の最大化を図る国家が、囚人のディレンマ状況に直面するのが一回限りのことであれば、個々の国家にとっては軍拡が合理的選択となる。囚人のディレンマ状況に国家が繰り返し直面する場合、繰り返し軍拡を選択するのではなく、自発的に軍縮を選択して「共通の利益」を実現するよう互いに協力する誘因は生まれるのか？

〈《「囚人のディレンマ」の繰り返しゲーム》のコンピュータ・シミュレーション選手権の優勝者の A・ラパポートの「応報戦略」〉

第1ステージでは、「軍縮」を選択し、第2ステージ以降は、直前のステージにおける相手の行動を選択するというものである。つまり、軍縮には軍縮、軍拡には軍拡をもって応じる戦略。AとBが共に応報戦略を取るならば、各ステージにおいて相互軍縮が維持される。
cooperation under anarchy (アナキーな状況下での協力)

〈トリガー戦略〉

第1ステージでは、「軍縮」を選択し、第2ステージ以降は、それ以前の各ステージにおいて両国が軍縮を選択していれば軍縮を選択し、さもなければ軍拡を選択するという戦略（すなわち、抑止型行動計画の採用）

合意された行動（非協力的な行動）から逸脱してこちらの信頼を裏切るやいなや、それを引き金に、ただ一度の配信に対してゲームが続く限り処罰を加え続けると予告（威嚇）することによって、合意からの逸脱を相手に思いとどまらせる。

	1	2	3	4
Bの選択	軍縮	軍縮	軍縮	軍縮
Aの選択	軍縮	軍縮	軍縮	軍縮
Aの利得	3	3	3	3

トリガー戦略をとるBに対してAもトリガー戦略をとる場合

	1	2	3	4
Bの選択	軍縮	軍拡	軍拡	軍拡
Aの選択	軍拡	軍拡	軍拡	軍拡
Aの利得	4	2	2	2

トリガー戦略をとるBに対してAはトリガー戦略から逸脱する場合
(将来利得の現在価値が十分に大きければ逸脱の誘因は働かない)

↑ A がトリガー戦略から逸脱した場合、トリガー戦略を採る場合より短期的利益は上回るが長期的利益を見ると損。

国際社会のアナキー構造は、必ずしも国際協力を阻むものではなく、共通の政府はなくても国家間に協力は生まれ、共通の利益が実現しうる。

1-4 認識と行動

【外交の破綻と戦争の勃発】

〈リアリズム（現実主義）とは何か〉

- ☆ 集団における価値配分を、関係者の権力関係の観点から捉える思考枠組み
- ☆ 政治行動を評価するにあたって、動機ではなく帰結を重視する思考態度(mindset)（慎慮(prudence)）

[含意]

- ☆ 好ましい価値配分の実現という目的を達成するための手段であるはずの権力の追求それ自体が目的化する
- ☆ 集団内の勢力分布において優位に立つ個体と、集団の全体とが同一視される
 - * リアリズムの多様性——言明された意図の説得力への着目は共通
- 強制のリアリズム 対 安心供与のリアリズム

〈リベラリズムとは何か〉

- ☆ 統治権力の行使を「被治者の同意 (the consent of the governed)」によって根拠付ける思考枠組み
- ☆ 関係諸主体間の《対等な共存》と《共通の利益の実現》は可能であるとする思考様式（主体の多様性の承認／寛容）
- ☆ 集団の成員たる主体間の《共通の利益》の実現メカニズム
 - 市場における自由な交換を前提とした効率的な分業生産
 - 権力濫用の抑制（市民的権利の保障）
 - 法の支配
- ☆ 二つのリベラリズム（G. Simpson） 国際社会の正統な構成員資格
不干渉のリベラリズムと干渉のリベラリズム

〈H. モーゲンソーのリアリズム〉

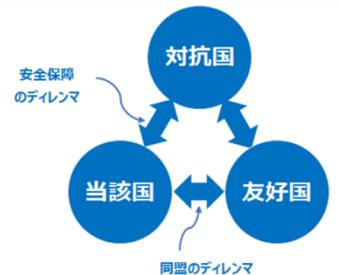
- I. 政治的現状についての評価（あるいは立場）は往々にして関係者間で異なる
典型的な利害対立状況＝一方の利益が他方の不利益になる状況
- II. 現状の帰趨を左右するのは、現状に満足する**現状維持勢力**と現状に不満を持つ**現状変更勢力**との勢力分布である
- III. 現状についての個別主体の評価（とそれに基づく行動の意図）は、関係主体がこれを必ずしも正確に認識するものではない

〈議論のポイント〉

《不合理な戦争》の起源は**関係国間の意図の誤認**（つまり外交の失敗が戦争の原因）
相手国の行動次第では反撃も辞さないという威嚇や、当該国からは先制を自制するという

約束も、その意図が正確に相手国に伝わらなければ、伝わっていても回避できるはずの戦争を引き起こしかねない。(二つの戦争原因論「威嚇の説得力の欠如」「約束の説得力不足」) 関係国が**いかなる価値配分をどのような手段を通じて**実現しようとしているのか、が不明だから意図の誤認が生じる。

〈他方の不安を掻き立てることなく一方の不安を拭い去れない状況〉
共存に必要なのは特定の境界線の相互承認。冷戦期の分断国家の政府は、それぞれが互いに唯一の正統政府であることを主張する(境界線の相互承認は無理)



〈「安全保障のディレンマ」と「同盟のディレンマ」〉

☆ **安全保障のディレンマ**：関係国双方が安全保障上の不安を同時に解消できない

- (対抗国間の) 安全保障のディレンマ：相手国の攻撃される不安を掻き立てることなく、当該国の攻撃される不安を拭えない。(冷戦では、互いに相手の膨張志向を疑う東西両陣営が、相手に対する恐怖から軍備増強という対抗策を取ると、一方の恐怖から取られた行動が他方に恐怖を与える形で相互不信が増幅)
- 同盟(国間の安全保障)のディレンマ：相手国の見捨てられる不安を掻き立てることなく、当該国の巻き込まれる不安を拭えない

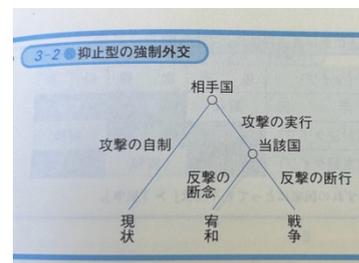
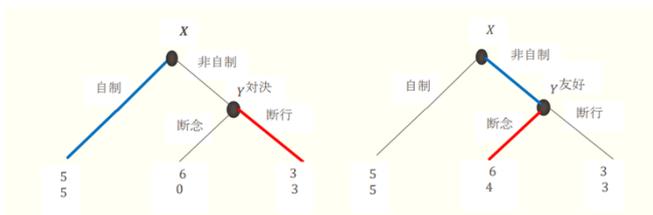
【意図の誤認の連鎖 p144】

抑止の失敗、強要の失敗、安全供与の失敗の背後には、共通して意図の誤認という問題がある。

【抑止の論理】

抑止 = 反撃の威嚇によって攻撃を自制させる政策

抑止の成否 ← 当該国の選好次第 ∴ 戦略的相互依存



情報を持たない Y (当該国) が、情報を持たない X (相手国) を選好する。

Yの現実	Xの認識	Xの行動選択	Yの行動選択	アウトカム	Yの利得
Y友好	Y友好	非自制	断念	宥和	4
Y友好	Y対決	自制	断念	現状	5
Y対決	Y友好	非自制	断行	戦争	3
Y対決	Y対決	自制	断行	現状	5

相手国は「宥和」（最善）＞「現状」（次善）＞「戦争」（最悪）

当該国は「現状」＞「戦争」＞「宥和」を対決タイプ、「現状」＞「宥和」＞「戦争」を有効タイプのどちらかとする。

相手国が当該国のタイプ（意図）を正確に認識する限り、戦争は発生しない。戦争が発生するのは、相手国が対決タイプの当該国を友好タイプと誤認する場合に限られる。

→相手国は当該国の意図を観察できない（正確な情報がない）現実の状況下では、相手国が持つ当該国の意図についての認識を操作する誘因が当該国に生まれる。友好タイプも対決タイプも、「対決タイプ」と相手国に認識されることで現状という最善の結果を実現できる。相手国の認識を操作することで交渉は有利に進み、当該国に利益が生まれる。

→外交を通じて関係国の間で意図が正確に伝達されないことで、意図の誤認が生じる。

〈反撃の威嚇に説得力が生まれる方法〉

- ◇ **仕掛け線**：反撃の威嚇によって、当該国それ自体に対する攻撃ではなく、当該国の同盟国に対する攻撃を相手国に自制させようとする政策（拡大抑止）。攻撃を反撃で排除することはできないが、反撃を威嚇することはできる。
- ◇ **コストを要する意思表示**：シグナル（関係国の認識に変化をもたらす行為。コストがかかる）を送る。
 - 具体例：軍備の増強、兵力の動員、同盟条約の締結など。さらに例を挙げると、アメリカが空母を持ってくる→そのためにコストを負担→それくらいの“武力攻撃の覚悟”があると示す
 - 埋没費用型のシグナル：コミットメントを実行に移す前に費用を負担する
 - 自己拘束型のシグナル：コミットメントを実行に移さなかったときに費用を負担する

〈考えかた〉

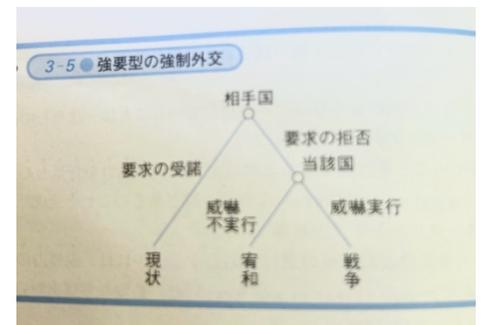
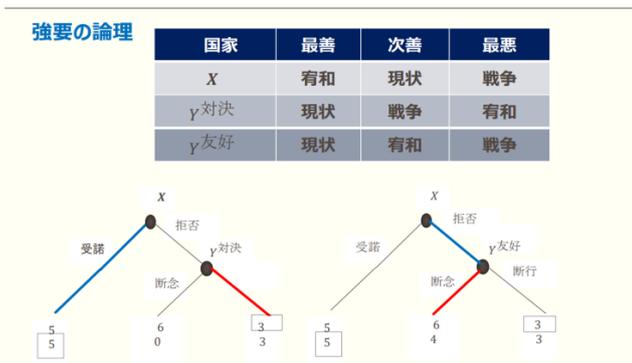
- ◇ 友好タイプは、対決タイプと誤認されると利得↑増

- ◇ 対決タイプは、対決タイプと認識されると利得2増
- ◇ 送信費用 (K)について $1 < k < 2$ を満たすシグナルについては、対決タイプにのみ送信誘因が生まれる
- ◇ 意思表示の行動の有無を観察すれば、相手国は当該国のタイプを確実に推論できる

1-5 威嚇と約束

【権力政治の逆説】

抑止の戦略環境は、抑止のモデルとしてだけでなく、強要のモデルとしても読み直せる。



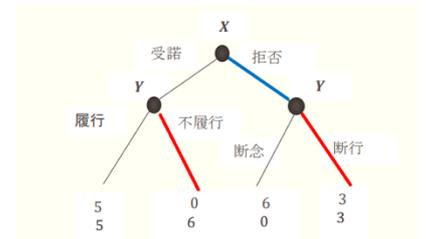
意図の誤認 (当該国の意図に関して相手国に誤認が生じると戦争が発生) + 安心供与なき強要の限界で強要が破綻

【安心供与なき強要の限界】

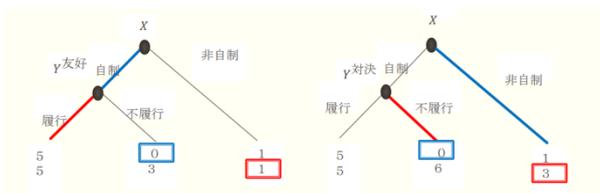
限定的な現状変更を意図する行動も、限定されない現状変更を意図する行動と誤認されるから、威嚇を背景とする現状の変更 (強要) は現状の維持 (抑止) 以上にむずかしい。

要求を突き付けられる相手国からすれば、要求を拒否すれば武力の行使も群さないという当該国の成味にたとえ説得力があったとしても、「一定の要求を受諾しさえすれば、それ以上の譲歩は迫らない」という当該国の約束にも十分な説得力がなければ、要求を受諾する誘因は生まれない。

→いかに約束に説得力を与えて紛争を回避するか？



【安心供与の論理】



Yの現実	Xの認識	Xの行動選択	Yの行動選択	アウトカム	Yの利得
Y友好	Y友好	自制	履行	現状	5
Y友好	Y対決	非自制	履行	戦争	1
Y対決	Y友好	自制	不履行	破滅	6
Y対決	Y対決	非自制	不履行	戦争	3

安全供与外交：相手国の不安（最悪事態の実現）を払拭することによって、当該国の不安（最悪事態の実現）を払拭する。

友好タイプも対決タイプも、最悪事態を回避するには友好タイプと認識されなければならぬので、異なるタイプが、同じシグナル（約束履行のシグナル）を送る。
友好タイプは $0 < k < 4$ のコストを、対決タイプは $0 < k < 3$ のコストをかけてシグナルを送る。つまり、 $3 < k < 4$ のコストをかけるのが友好タイプ。

〈安全保障の基本問題（広義の安全保障のディレンマ）〉

- ◇ 意図の誤認のリスクゆえに、関係国間の安全保障上の不安を同時に解消できない（他方の不安を掻き立てることなく一方の不安を拭えない）。
 - （対抗国間の）安全保障のディレンマは、狭義の安全保障のディレンマ
 - 同盟（国間の安全保障）のディレンマは、同盟のディレンマ
- ◇ 制限された現状変更を意図する行動も、制限されない現状変更を意図する行動として誤認され、相手国に不安を与えずにはおかないために、威嚇を背景とする現状の変更（強要）は現状の維持（抑止）以上に困難だという議論に行き着く（威嚇と約束のトレードオフ）

【安心供与外交における駆け引きの構図】

〈安心供与外交の展開〉 明文化

- ◇ 単独・共同の声明（宣言政策） 確約（assurance）／言明（commitment）／保証（guarantee）／誓約（pledge）／約束（promise）
 - ◇ 条約等の締結
 - ◇ 軍備拡縮、軍の配備・装備等の変更など
- 同盟国—当該国間は積極的安全供与、同盟国—対抗国間は積極的供与

〈安心供与の構図〉

- ◇ キューバ・ミサイル危機（1962）ミサイル基地の撤去と不侵攻の誓約との取引
- ◇ ドイツ再統一（1990）東ドイツからの撤と NATO 不拡大の誓約との取引
- ◇ 朝鮮半島核危機（1994、2005、2018）不拡散義務確認と消極的な安全の保証との取引

【非核兵器国に対する安心供与】

非核兵器国と核兵器国は同値ではない

核兵器不拡散条約（Non-proliferation Treaty, NPT）9条3項

「この条約の運用上、核兵器国とは、1967年1月1日以前に核兵器その他の核爆発装置

を製造 しかつ爆発させた国をいう」

∴核兵器拡散概念の定義 / 法律上の非核兵器国が事実上の核兵器国となること

消極的な安全の保証 (安全供与): いかなる非核兵器国に対しても核兵器を使用しないことを確認=“自制”

積極的な安全の保証 (安全供与): 安全が脅かされるような場合には支援を提供すると約束
【基地提供国に対する安心供与】

北大西洋条約 (1949年4月4日署名)

「締約国は、欧州または北米における一又は二以上の締約国に対する武力攻撃【共同行動の発動要件】を全締約国に対する攻撃とみなす……個別的または集団的自衛権を行使して、北大西洋地域【条約地域】の安全を回復し維持するために必要と認める行動(武力の行使を含む)を・・・とることにより、その攻撃を受けた締約国を援助することに同意する」

〈NATOにおける同盟のディレンマ〉

当時の敵：ソ連とヨーロッパはアメリカ抜きで対峙したくない、逆も然り。見捨てられたくないが巻き込まれたくもないから、条約地域を限定。

〈アメリカの巻き込まれる不安と事前協議〉

アメリカと同盟を結んでいるからと同盟国が冷戦構造解消のために戦争を起こしても困るし、同盟国はアメリカの戦争に巻き込まれても困る。→事前協議などで安全供与

〈旧日米安全保障条約 (1951年9月8日)〉

- ◇ 同盟条約の標準形：安全保障のための行動調整
- ◇ 条約地域と共同行動の発動要件(の特定)
- ◇ 共同行動の発動要件は締約国への武力攻撃、同盟国間の協力は共同防衛行動(武力行使を含む)

NATOにおける同盟のディレンマの相互性

	巻き込まれる不安	見捨てられる不安
スエズ危機	(スエズを域外とみる) アメリカ	イギリス、フランス
十月戦争/ ヨム・キブール戦争	(イスラエルを域外とみる) 欧州諸国	アメリカ

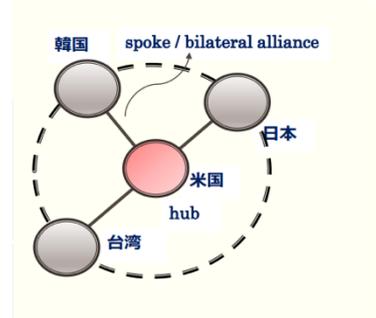
十月戦争/エジプトの奇襲、石油危機、アメリカの対イスラエル支援

アメリカの巻き込まれる不安と事前協議

同盟条約	安心供与
米韓相互防衛条約 (1953.10.1)	李承晩はD.アイゼンハワーとの事前協議なしに交戦を再開するような一方的な行動をとることはない保証した
米華相互防衛条約 (1954.12.2)	交換公文を通じて、いずれかの締約国による武力行使は締約国間の「合意 (joint agreement)」事項であるとした

〈新日米安全保障条約（1960）〉

「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め……」「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」



（ハブアンドスポーク：アメリカをハブ、日本・台湾・韓国をスポークとして見立てた軍事同盟ネットワーク。日本・台湾・韓国はアメリカの同盟国だが、他の2国とは同盟を結んでいない、非対称）

アメリカによる安心供与政策としての「事前協議」制度：日本の巻き込まれる不安を解消

【日米安保の特異性 ____ 後方地域】

アメリカ軍は、陸軍は冷戦終結後に駐屯人数が減少した一方（トリックファイヤ）、海兵隊は平事でも大半が日本に駐屯している（日本の基地から国外への戦闘行動をとる）

〈「事前協議」（表）と「密約」（裏） ____ 拒否権なき保証は無意味か〉

「事前協議」（表）と「密約」（裏） ____ 拒否権なき保証は無意味か

事前協議事項	岸信介首相の国会答弁	密約
戦闘作戦行動	拒否することは当然 (1960年2月9日、衆院本会議)	朝鮮議事録 (1960年1月6日、藤山外相、マッカーサー大使署名)
核兵器の持ち込み	事前協議の主題として拒否する (1960年3月16日、衆議院日米安全保障条約等特別委員会)	討議の記録 (1960年1月6日、藤山外相、マッカーサー大使署名)

朝鮮議事録／朝鮮半島において休戦協定に違反して武力攻撃が生じた場合には、緊急事態における例外的措置として、米軍は在日米軍基地をその戦闘作戦行動のために使用する

討議の記録／交換公文において事前協議の対象とされた「装備に関する重要な変更」について、それは「中距離ミサイル及びかかる兵器の基地建設を含め、核兵器の日本への持ち込み（introduction）を意味するものと理解される。の国会答弁（p.17）

2-1 領域主権国家体制——国内類推論の系譜

【領域の排他的統治の相互承認】

主権国家体制の定着：国家の要件（領土、人民、政府）に関する共通理解の成立

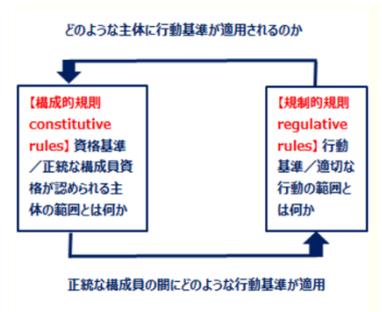
〈領域主権の確立〉

- ☆ アウグスブルクの和議(1555) 信仰属地主義：宗教について「領域を越える」という意味において超越的裁定者の存在を否定、聖戦と不聖戦の区別ができなくなる
- ☆ ウエストファリア条約(1648)
- ☆ M・Weber 的な国家が併存する状況へ
Weber の国家概念≡ある領域の内部において正統な物理的暴力行使を独占する共同体

領域国家：相互排他的に領域統治を行う政治共同体

政治秩序＝政治共同体の**正統な構成員資格**と**適切な行動の範囲**について（価値配分の主体と方法について）の**同意**が成立している状態

資格基準と行動基準についての構成員の合意 定型化された行動の反復（関係主体の行動に予見可能性が生まれる）＝秩序だった状態



〈「秩序論」の構成〉

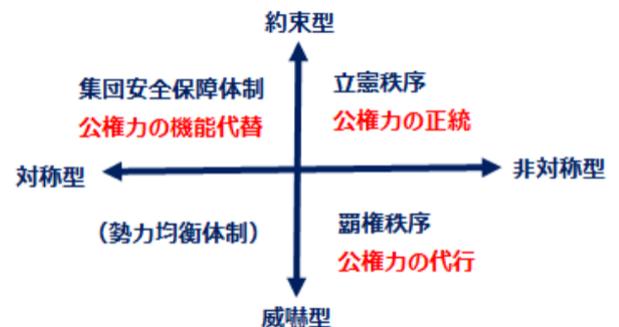
- ☆ 国内類推論：国際秩序にとっての問題は**公権力の不在**
- ☆ 市場類推論：国際秩序にとっての問題は分権体制の機能不全
- ☆ 共振論：国際秩序にとっての問題は分権体制のユニット

〈国内類推論〉

国内秩序について成り立つ命題（既知）が国際秩序（未知）についても成り立つだろうと推定して国際秩序を理解しようとする類推的な思考方法。

同意確保の手段を第一の手段として、秩序を支える規則について、約束を通じて関係国の同意を確保する場合（交渉による秩序）と、威嚇を通じて関係国の同意を

事保する場合（強制による秩序）とを大別する。関係国の勢力分布を第二の軸として、勢力分布が対称的な場合と非対称な場合と大別する。



- ☆ **集団安全保障体制**：勢力分布が対称的（覇権国無し）、交渉による秩序有り。集団安全保障体制が**公権力の機能を代替**。
- ☆ **立憲秩序**：関係国の同意を得て（**公権力の正統性**）、大国による統治。
- ☆ **覇権秩序**：覇権国が**公権力を代行**。強制による秩序。
- ☆ **(勢力均衡体制)**：圧倒的に優越な地位の樹立を目指す勢力の出現を、諸大国が協力して阻止する体制。厳密には国内類推論ではない。強制による秩序。似ているのは**権力分立体制**（立法府・行政府・司法府間の抑制・均衡）。

【集団安全保障体制 ―― 公権力の機能代替】

〈国連憲章に観察される国内類推思考〉

国内では刑法が、公権力の下に正当防衛を例外として個人による実力行使を禁止しているように、国家間関係においても、自衛を例外として個別国家による武力行使 (use of force) を禁止するには、国内の公権力機能を代替する国際的公権力がその前提として必要だ、とする発想。(国内の個人は国際における国家に照応)

◇ 集団安全保障体制下の戦争：侵略・自衛・制裁（自衛と制裁は違法ではない）

〈国連憲章〉

- ◇ 侵略は禁止（制裁のための武力行使は禁止されていない）（2条4項）
- ◇ 安全保障理事会の一般的権能
 - 平和に対する脅威、平和の破壊、侵略行為の存在を認定する権限
 - 国際の平和・安全を回復・維持するために必要な強制措置について決定できる
- ◇ 各国は自衛権を持つ

〈集団安全保障体制〉

《集団の一員の安全》（＝個別国家の領土保全と政治的独立）を侵害する行為を《集団の全体の安全》を侵害する行為と捉えたうえで、集団全体の安全を維持・回復するために集団的措置をとることを個々の成員が事前に確約する体制

- ◇ 成員相互の消極的な安全の保証（2条4項）：武力行使の自制を相互に約束
- ◇ 成員集団の積極的な安全の保証（第7章）：国際平和を守るために必要な行動の実行を約束

- ◇ 集権的集団安全保障体制＝安保理への権限（脅威認定／強制措置決定）の集中
⇒連盟の分権的集団安全保障体制（国際の平和を維持・回復するために必要な措置について、加盟国を拘束する決定を採択できる機関の不在）

- ◇ 集団安全保障体制の成否＝積極的安全保証の説得力（集団全体の安全を維持・回復するために集団的措置をとるという個々の成員による事前の確約）

- ◇ 戦間期の集団安全保障体制の機能不全（日本、イタリア）

〈冷戦と集団安全保障体制〉

マックス・ウェーバー的には国家は領土、人民、政府。集団安全保障体制が成立するには、国家の領域への認識が一致する必要がある。しかし各国で国境線の認識が違うので、侵略・自衛・制裁を区別することができない。

- ◇ 正統な国境線についての共通認識の不在（侵略の認定不可能）
 - ツの「東方領土問題」（ポツダム協定のオーデル・ナイセ線）
- ◇ 正統な政府についての共通認識の不在（侵略と集団的自衛の区別不可能）
 - ハルシュタイン原則：東独を承認する国家との間に 国交を樹立しないとする西ドイツ政府の対外政策
- ◇ 国連安保理の機能不全（制裁の発動不可能）

米ソの拒否権発動で決議不一致、安保理の脅威認定を阻む。拒否権を有する常任理事国が脅威認識を共有しない限り、国連の集権化された集団安全保障体制は作動しない。↓
- ◇ 西ドイツのブランド政権(1969年～)の東方外交：モスクワ条約、ワルシャワ条約、東西ドイツの基本条約（73年には国連同時加盟）
- ◇ 現状における共存のための暫定協定

〈平和維持活動〉

- ◇ 集団安全保障体制：侵略者と犠牲者との峻別に依拠する強制的な安全保障体制（当事者に対して停戦条件を突きつける）
- ◇ 国連PKO = 中立的で非強制的な紛争処理方式（憲章に明文規定ない）

紛争当事国の要請と同意を前提に、国連が現地に軍事組織を派遣

【平和の逆説：脅威認識の共有とその帰結】

- ◇ 集団安全保障体制の二つの限界
 - 脅威を認定する側と認定される側との間の対立
 - 脅威を認定する側の内部対立(常任理事国内で脅威認識が非共有)
- ◇ 安保理常任理事国の脅威認識の共有→脅威認定
- ◇ 『脅威』を判断する基準が明文化されていない
- ◇ 侵略を認定していない案件多数：侵略を認定してしまうと妥協・交渉による解決ができなくなるので好ましくない。
- ◇ 冷戦終了→“軍事的な形をとらない多様な不安定化 要素が平和と安全を脅かすようになった”

〈安全 (A. Wolfers) = 価値配分の現状に対する脅威の不在〉

- ◇ 平和に対する脅威を認定する範囲の拡大：「国際の平和」と個別国家の国内情勢とが結

びつけられる。

- 多国間制度と大国の単独行動との緊張関係強要型の失敗例。安保理決議の履行を求める大国が単独行動（武力行使を容認する安保理の事前決議案なし）
- 1999年におけるユーゴスラヴィアに対するNATOの空/2001年の9.11テロ後のアフガニスタン戦争/2003年のイラク戦争

【覇権秩序——公権力の代行】

- ◇ 国際問題への法律家的・道徳家的アプローチ批判
- ◇ 現状に満足する**現状維持勢力**と現状に満足しない**現状変更勢力**との対立
- ◇ リアリストは強者の強要という観点から秩序を捉える
- ◇ リアリストは、現状勢力の安定で秩序は成立し、現状勢力の逆転で混乱（変動）すると見なす（秩序は現状維持勢力の力の優位の所産）
- ◇ リアリストは規範の存在を否定するのではなく、規範と勢力分布との関係に敏感（大国の特権的地位）

〈政治的現状を固定する法秩序〉

EX) 常任理事国の存在や核兵器不拡散条約における「核兵器国」の定義

〈戦間期のE・H・カーの**平和的変更論**〉

- ◇ ヴェルサイユ体制の評価をめぐり現状維持勢力（英、仏）と現状変更勢力（独）とが対立する構図
- ◇ 国際社会は平和的変更の手段を備えることなく、それ以外の手段としての戦争を違法化→現状の《平和的変更》に代わる選択肢は《戦争による変更》のほかにはないこと（戦争による現状変更が不可避）を憂慮。

〈脱植民地化期のH・ブルの**正義にかなう変更論**〉

- ◇ 三つの思想的伝統
 - ホブズ（1588-1679）的伝統：国際関係＝万人の万人に対する闘争（自然状態）
 - グロチウス（1583-1645）的伝統：主権の相互尊重、合意の遵守、武力行使の制限等の「共存のルール」に従う
 - カント（1724-1804）的伝統：世界政治における国境横断的な市民間の紐帯を強調
- 共通の政府がなくても、併存する主権国家は「共通の政府なき社会（anarchical society）」を構成して行動基準を共有できるとする

- ◇ 正義にかなう変更論：正義の要求に基づく現状変更の模索
- ◇ 国際社会は平和的変更の仕組みを欠き、正義にかなう変更の手段としての戦争に依存しているとする

【立憲秩序：公権力の正統性】

《強者の強要》ではなく、《強者の安心供与》が、力の優位を関係諸集団の政体への忠誠に基づく正統な政治秩序に転換する

〈治者と被治者の関係〉

- ◇ 前者による後者の《権利の保障》と引き換えに、前者の統治に対する後者の同意（《被治者の同意》）が与えられる
- ◇ 特定の政策争点をめぐる利害の対立と体制についての利害の一致
- ◇ 容易に撤回できない共存の基盤
- ◇ 憲法は、権力の濫用を自制する約束に説得力を与えることによって、権力の抑制機能と権力の正当化機能をはたす

〈解釈の不一致と規範の衝突／調整〉

- ◇ **規範**：社会の構成員が共有する適切な行動についての期待
- ◇ **アイデンティティ**：適切な行動についての期待を共有する集団に対する帰属意識
- ◇ 国際社会における法の支配には限界がある。

2-3 共振論の挑戦——国際秩序の変動と国内秩序の変動

【統治領域の再編と個人・国家関係の組み換え】

国際秩序の変動＝国際社会における資格基準や行動基準の変更あるいは再定義

類推論的な秩序論の限界：国内秩序を所与として、国際秩序の変動を説明できない

〈2-3の課題〉

国内秩序の変動（国家の人的範囲、領域的範囲、そして治者・被治者間の権限・権利配分の再定義）は、どのような国際秩序変動の結果なのか、そしてそれはどのような国際秩序変動の原因となるのか。

着眼：対立する国内・国際の規範原則がいかに調整されてきたか

- ◇ 領域国家の分裂と融合：新生国家の国際社会への参入＝国境線の変動、創出

- ◇ 国際社会の現構成員と新構成員との非対称的な関係における歴史的ダイナミズム
 - **不干渉のリベラリズム**：先発国との平等な国家間関係（国際社会の構成員の待遇の平等）を求める後発国の動き
 - **干渉のリベラリズム**：一定の国内統治基準の達成（国内社会の構成員の待遇の平等）を後発国に求める先発国の動き
- ◇ 主権国家体制の拡大
 - 文明国（対等な国家関係）— 半開（不平等条約締結）— 未開（植民地化）
- ◇ **文明国基準**：外国人の生命・自由・財産を保護する意思と能力を持つこと。

〈主権国家体制の変容←領域国家の統治領域の再編〉

- ◇ 統治領域の再編（独立、統合、帰属変更）
- ◇ 国家と個人との結び付きをかえる（∵境界が動く／住民が動く／体制が変わる）
- ◇ 領域の法的地位の変更（分離独立、国内における自治権の獲得、国内における帰属変更など）や個人の法的地位の変更（国籍、永住権、およびそれに関連する諸権利などの再定義）を争点とする秩序問題へ

〈**エスニック・ナショナリズム**〉

一つの政治的な単位と一つの民族的な単位とが国民として一致しなければならないと主張する一つの政治的原理

- ◇ 多数派のナショナリズム：「一つの国家には一つの国民」
 - 同化（少数者の文化的独自性の否定）
 - 浄化（少数者の物理的排除）
- ◇ 少数派のナショナリズム 「一つの国民には一つの国家」
 - 自治
 - 自決（分離独立）

〈国際問題としての《国家の領域的定義》〉

民主政治の基本問題：自決の主体とは誰か

国際政治の基本問題：どのように自決の主体を決定するのか

〈新生国家の独立を承認する仕組み〉

国家承継：先行国の国際法上の義務の承継国への移転

国家承継の領域的枠組	自決主体を決定する基準	歴史的事例
<i>uti possidetis</i> (現状承認) 原則	既存の領域 (植民地の行政区画／植民地間の境界／連邦構成共和国の境界等)	・ラテンアメリカ諸国の独立 ・WWII後のアフリカ諸国の独立 ・冷戦後の社会主義連邦の解体
自決原則	民族	・WWI後のヨーロッパにおける諸帝国の解体

【国内問題の国際問題化：新生国家の成立】

統治領域の国際的な再編は、国際社会におけるいかなる同意の所産であり、国内秩序にど

のような緊張をもたらすものであったのか

〈第1次世界大戦後〉

国家承継の領域的枠組は基本的に自決原則（例外は独逸合邦禁止）

大戦の結果、4つの帝国（ロシア、ドイツ、オーストリア・ハンガリー、トルコ）から7つの新生国家（エストニア、ラトヴィア、リトアニア、ポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリー、セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国）が誕生

〈第2次世界大戦後〉

ヨーロッパ諸国の海外植民地の独立・現状承認原則の適用

自決主体 = 植民地住民（憲章1条2項参照）

（含意 旧植民地だけが国家として独立を認められた）

〈競合する領土保全と自決の二原則の調整→代償〉

アフリカにおけるいわゆる「**擬似国家**」の成立

実効統治を行う能力を欠いていても、法的には国際社会から承認される見かけだけの国家

〈領土保全と自決の両立を可能にした政治的条件〉

現状承認原則において、国際社会の現構成員と新構成員との利益の合致

現構成員：既存の境界の安定を保障

新構成員：首都さえ実行支配できたら国際的に承認された領土全域の統治権を保障

〈国家形成の地域比較（ヨーロッパ vs アフリカ）〉

ヨーロッパ：治者・被治者間の相互抑制関係が国内において完結

アフリカ：治者・被治者間の相互抑制関係は国外からの**承認と援助**に依存（域外の政策変更（とりわけ援助供与国の政策変更）の影響を受けやすい）

〈パレスチナ問題〉

領域支配の現状の正統性をめぐる対立 帰還できるユダヤ人と帰還できないパレスチナ人という構図

領土と和平の交換：グリーンラインを参照しつつ、維持すべき現状についての合意を模索する試み

〈冷戦終結後〉

冷戦 = 東西両陣営間の政治・経済の体制選択をめぐるイデオロギー的対立と、地球規模の権力政治的対立との複合

冷戦終結：冷戦期型の内戦の終結と社会主義連邦の解体

社会主義連邦の解体と国内秩序の動揺

旧ソ連という政体：領域は「基幹民族」名を冠する連邦構成共和国に分割され、市民は民族カテゴリーに分類されていた。

連邦の解体→将来の権利保障への不安

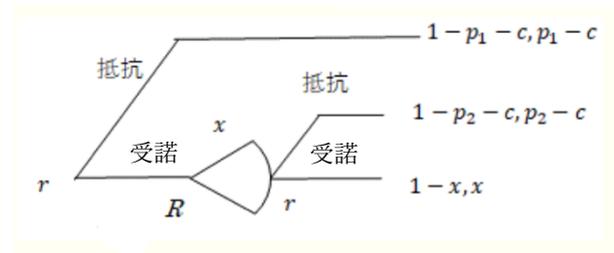
領域を基盤とした政体による権利保障という前提の下では、統治領域の再編は、領域と個人との結び付きを組み換え。領域の法的地位や個人の法的地位などを政治争点化する。領土保全の主張と、それに対抗する分離・併合・帰属変更の主張が交錯する状況が発生するのである。(=メンバーシップをめぐる政治が、国際・国内の両平面において生じる)

(被治者、治者)

【強者の安全供与】

少数者の不安と多数者の不満

統治領域の再編：領土保全の主張と、それに対抗する分離・併合・帰属変更の主張が交錯する状況が発生



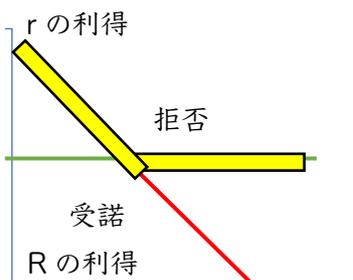
多数者集団 (R)と少数者集団 (r) との共存の条件

両者は、個人としての政治的権利、 集団としての自治権、公用語、教育、機会、公的機関のポストなどの争点をめぐり、少数者の権利をどこまで認めるかをめぐって交渉

時間の経過は R に有利 ($1 - p1 > 1 - p2$)

将来の弱者には、**予防戦争**の誘因発生 ($1 - p1 - c > 1 - p2 - c$)

一定権利 ($1 - p2 - c$) を少数派に約束することで少数派は自制し、多数派も利得。多数派は $1 - x = 1 - p2 - c$ になるように提案してくる。



- ◇ **弱者の予防戦争**:弱者は抵抗の威嚇によって死活的利益を確保
- ◇ 「行動の自由」の逆説:この対立の構図において、両者の共通の利益が実現しないのは、そもそも 治者には約束不履行の選択肢があるから。
- ◇ **立憲秩序**の整備：被治者の一定の権利を将来においても保障する政体の構築
 - 治者と被治者は、個別争点に関しては《利害の対立》を抱えているものの、共存を

可能にする制度の導入については、両者の間には《利害の一致》が生まれる。

▶ 多数派の寛容と少数派の忠誠を同時に達成する制度的妥協

- ☆ **シビック・ナショナリズム**：構成員たる市民にそのエスニシティにかかわらず平等な権利を保障する政体（あるいはその憲法）に対する国民の帰属意識。共存を可能にするあり方を保証することを国際社会が求めている。

【国内問題の国際問題化】

国際社会は関係国に対して弱者の不安を払拭する法整備を積極的に求めるなど、その内政への関与を従前に比べて拡大（さもないとすれば弱者の権利を保障する政体の形成（特定領域の分離独立や帰属変更）に同意せざるを得ない）

国際秩序における対称と非対称——二つのリベラリズムの相克

時期区分	統治領域の再編枠組み	国際社会の姿勢
第1次世界大戦後	自決原則	干渉型のリベラリズム
第2次世界大戦後	ウティ・ポシデティス原則	不干渉型のリベラリズム
冷戦後	ウティ・ポシデティス原則	干渉型のリベラリズム